平成２２年（フ）第３０１号
福岡市中央区地行１丁目11番９号
債務者　増田　博文
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１号
福岡市城南区樋井川３丁目17番12―302号
債務者　多久　浩隆
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８６号
福岡市中央区福浜１丁目１番９―311号
債務者　梶木　政利
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８７号
福岡市中央区福浜１丁目１番９―311号
債務者　梶木　英子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１４号
福岡市南区長丘１丁目13番18―204号
債務者　二宮　幸一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２８号
福岡県朝倉市来春１番地１本石アパート２号
債務者　塩井ヒロコ
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３１号
福岡市中央区薬院３丁目13番９号、旧住所福岡市早良区飯倉２丁目12番12―103号
債務者　富永　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６０号
福岡市南区塩原１丁目28番７号
債務者　米湊　　功
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１５号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目５番24号　サザンハイツ春日202号
債務者　永尾　益夫
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３０号
福岡市博多区板付３丁目25番406号
債務者　山上　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５５０号
福岡市南区高宮３丁目20番10―602号
債務者　柴田　裕子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２９号
福岡市南区曰佐５丁目15番29―203号
債務者　福田まゆみ（旧姓今泉）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３６号
福岡県筑紫郡那珂川町道善４丁目13番25号　コーポ村田１号
債務者　杉　佳世子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４２号
福岡市博多区美野島１丁目22番19―602号
債務者　南原　俊郎
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６１号
福岡市博多区上呉服町７番４号
債務者　末永　　静
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６７号
福岡市東区箱崎４丁目３番13号
債務者　山崎　国明
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７０号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目３番６号
債務者　中山　聖華
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８９号
福岡市東区和白丘１丁目12番18―201号
債務者　今坂　祥治
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部